

# 南小国町新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 : 平成 21 年 (2009 年)  
改定 : 平成 26 年 (2014 年) 10 月  
令和 8 年 (2026 年) 4 月



熊本県阿蘇郡南小国町

## 目次

### I 総論

- 第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  - 1 感染症危機を取り巻く状況
  - 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
  - 3 計画の作成、位置づけ
  - 4 計画の見直し
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針・・・・・・・・・・5
  - 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
  - 2 時期区分の想定
  - 3 有事のシナリオの考え方
  - 4 感染症危機における有事のシナリオ
  - 5 対策実施上の留意事項
  - 6 対策推進のための役割分担
  - 7 町行動計画の実効性を確保するための取組み等

### II 各論

- 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組・・・・・・・・・・11
  - 1 実施体制
    - 1) 準備期 2) 初動期 3) 対応期
  - 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
    - 1) 準備期 2) 初動期 3) 対応期
  - 3 まん延防止
    - 1) 準備期 2) 初動期
  - 4 ワクチン
    - 1) 準備期 2) 初動期 3) 対応期
  - 5 保健
    - 1) 対応期
  - 6 物資
    - 1) 準備期
  - 7 町民の生活及び地域経済の安定の確保
    - 1) 準備期 2) 初動期 3) 対応期

# I 総論

## 第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

### 1 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として、人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにもワンヘルス・アプローチ<sup>\*1</sup>の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

\*1 ヒト、動物、環境の健康（健全性）に関する分野横断的な課題に対して、関係者が協力し、その解決に向けて取り組むこと。

### 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫は獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

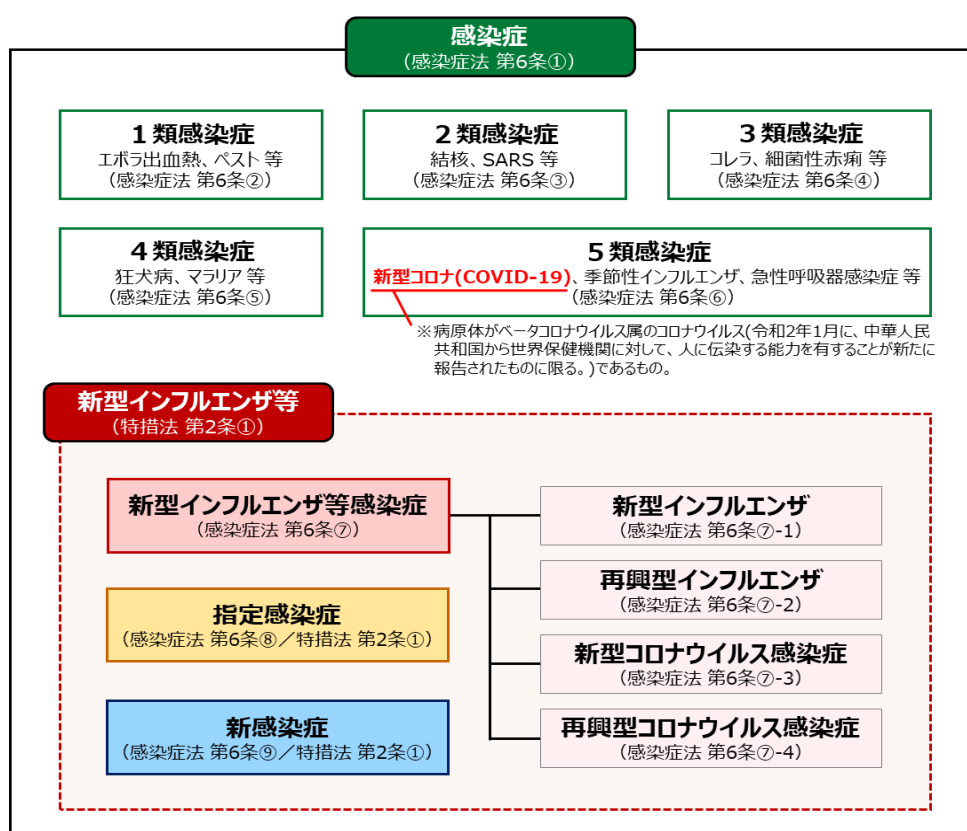
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

平成25年4月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）

は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症の3つが定められている。〈図1〉〈表1〉

〈図1〉 特措法及び感染症法における感染症の分類イメージ



※感染症法施行規則の改正により、令和7年（2025年）4月7日から急性呼吸器感染症（ARI）が感染症法上の5類感染症に追加（既に5類感染症に位置付けられているものを除く）

引用：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

〈表1〉 特措法の適用対象となる「新型インフルエンザ等」の分類・定義

<p>● 新型インフルエンザ等感染症</p> <p>① 新型インフルエンザ</p> <p>新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p>
--

②再興型インフルエンザ
かつて世界的規模で流行したインフルエンザのうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
③新型コロナウイルス感染症
新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
④再興型コロナウイルス感染症
かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症のうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
●指定感染症
既に知られている感染性の疾病（1類感染症、2類感染症、3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法の関係規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。 ※特措法の対象は、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。
●新感染症
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。 ※特措法の対象は、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。

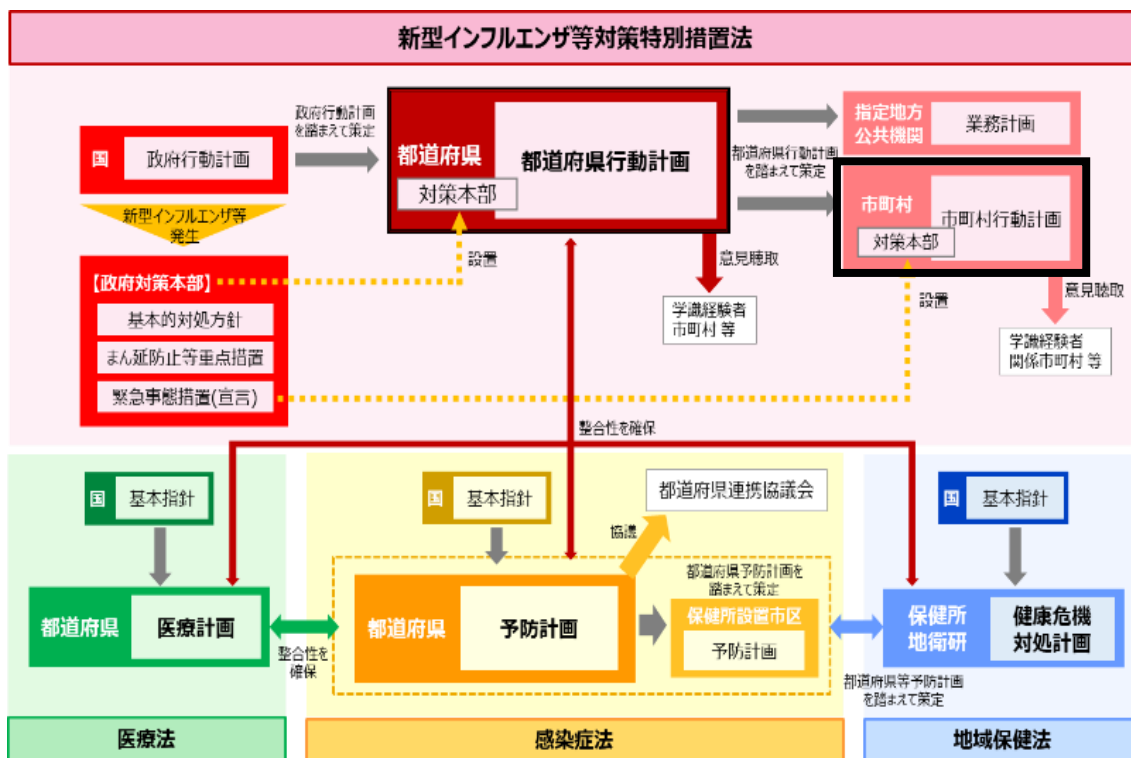
引用：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

### 3 計画の改定、位置づけ

今般の南小国町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「町行動計画」という。）の改定は、政府行動計画や県行動計画等との整合を図り、新型コロナ対応での経験を踏まえて、新型インフルエンザ等による新たな呼吸器感染症等の対策を策定するものである。

平時から感染症危機に備え、有事には、関係機関等と連携しながら迅速に対策を実施することにより、町行動計画の主たる目的である「町民の生命及び健康の保護」と「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現を目指す。〈図2〉

<図2> 町行動計画と他法令・計画との関係イメージ



引用：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

#### 4 計画の見直し

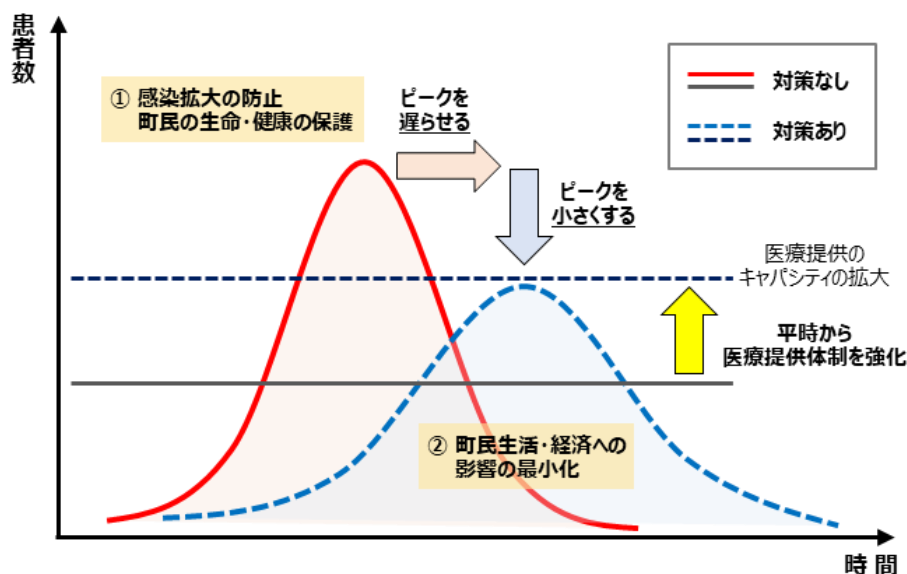
今後は、町行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、政府行動計画や県行動計画の見直しがあった場合には、適宜、計画内容の見直しを行う。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命、健康、生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。〈図3〉

〈図3〉 新型インフルエンザ等対策のイメージ



参考：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

#### 1) 町民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

#### 2) 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民の生活及び経済活動の安定を確保する。
- ・ 町内全域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画<sup>\*2</sup>の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

\*2 新型インフルエンザ等の発生時においても、組織が機能を維持し、必要な業務を継続するため  
にあらかじめ定める計画のこと。

## 2 時期区分の想定

新型インフルエンザ等対策に当たっては、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、次の3つの時期区分を想定する。〈表2〉

なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行の状況等によっては、例えば、初動期が非常に短期間になること等も考えられるため、この時期区分はあくまでも想定であることに留意しつつ、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行うこととする。

〈表2〉 時期区分の想定

時期区分	想定される時期・期間
準備期（平時）	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 ①厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表 ②特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 ③政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行
対応期	・県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 ・中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

参考：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

## 3 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症を念頭に置き、中長期的に複数の感染の波が生じることも考慮し、幅広く対応できるよう、次の4つの考え方を踏まえた有事<sup>\*3</sup>のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

③科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

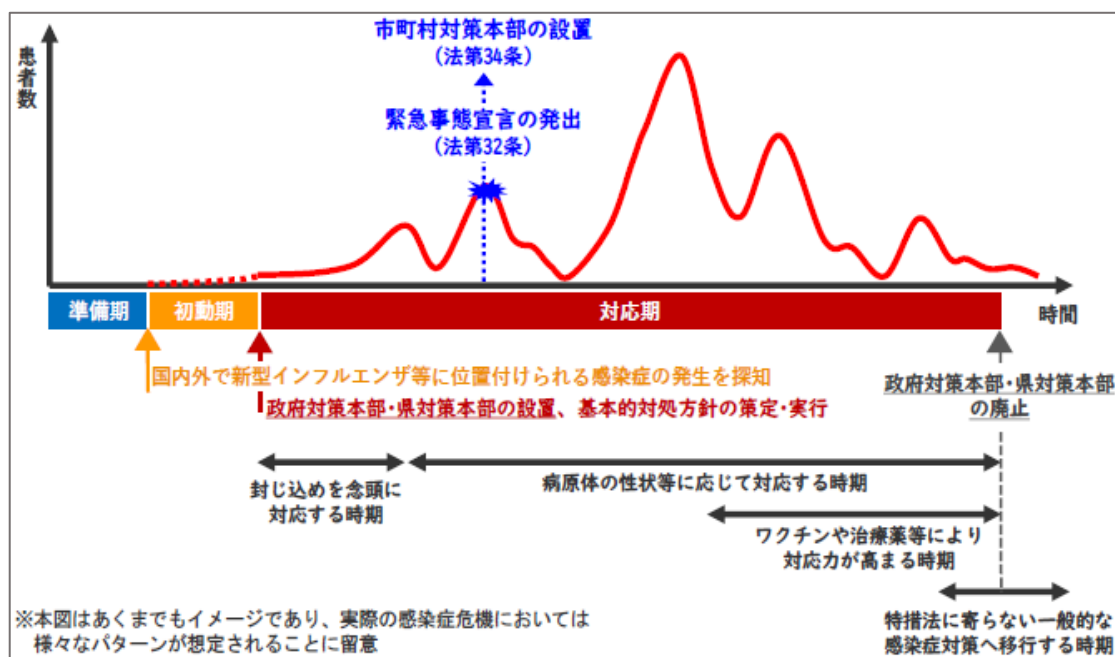
④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

\*3 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

#### 4 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期において、柔軟かつ機動的に対策を切り替える有事のシナリオを想定する。〈図表4〉

〈図4〉新型インフルエンザ等発生時の発症者数及び有事のシナリオイメージ



引用：熊本県健康危機管理課 説明会資料

#### 5 対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令等に基づき、国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

##### 1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

以下の取組みにより平時の備えを充実させ、迅速な初動体制の確立につなげる。

#### (1) 町行動計画の参照と情報収集

- ①国、県、近隣市町村との連携協力体制を構築する。
- ②危機発生時の指揮系統を明確化する。
- ③感染症流行等の情報を把握する。
- ④国、県、マスメディア、情報誌等の感染症情報等を確認する。

#### (2) 医療体制の強化

- ①町内医療機関における人材確保状況等を把握する等、感染症防止対策への協力及び情報共有・連携を図る。
- ②町内医療機関における発熱外来機能、在宅医療対応、入院調整等に関する役割分担を明確化し、有事には速やかに移行できる体制を構築する。
- ③保健所が実施するクラスター対応に協力し、関係機関との調整支援を行う。

#### (3) 物資・資源の備蓄と流通体制

- ①マスク、ガウン、手指消毒液などの備蓄管理を行う。

#### (4) 町民への啓発

- ①町広報誌やケーブルテレビ文字放送等を活用し、平時からの健康教育（基本的な感染症対策等の啓発）を行う。
- ②危機発生時の広報手段（町ホームページや公式 LINE、防災無線等）を構築し、正確な情報を提供する。

#### (5) 学校・企業・地域での連携体制

- ①感染症防止対策への協力。
- ②オンライン授業やテレワークの導入。
- ③感染症対策に関するマニュアルの策定。

#### (6) 高齢者等福祉施設での連携体制

- ①町内高齢者等福祉施設における人材確保状況等を把握する等、感染防止対策への協力及び情報共有・連携を図る。

### 2) 基本的人権の尊重

- ①適切な情報を発信し、感染者及びその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見、差別等防止を啓発する。

### 3) 生活及び社会活動への影響の軽減

- ①各種の町民生活（税、生活困窮、病気等）に係る担当課による相談体制を強化する。
- ②情報通信技術（ICT）を活用した、速やかなワクチン接種体制を構築する。

### 4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ①町は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 5) 社会福祉施設等との連携協力

- ①町内の社会福祉施設等における感染症対策等を把握するとともに、日頃より情報共有及び相談しやすい体制を構築する。

## 6) 感染症危機下の災害対応

①感染症危機下の、自宅療養者等への対応や避難所での感染症対策強化を行う。

## 6 対策推進のための役割分担

### 1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられている。

- ①世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ②新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③上記の取組み等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ④新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。
- ⑤新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ⑥指定行政機関（特措法第2条第1項第5号）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。
- ⑦有事には新型インフルエンザ等対策推進会議（特措法第18条第4項）等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ⑧国民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応を担う。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。あわせて、医療機関や民間検査機関等との検査措置協定や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について計画的に準備を進め、有事には迅速に体制を移行し対策を実行する。

また、県は保健所設置市（熊本市）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会において、予防計画に基づく取組み等に関する協議を毎年度行う。

### 3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や生活支援、有事の要配慮

者への支援に関し、国や県の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

#### 4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、平時から、地域における医療提供体制の確保とともに、院内感染症対策の研修や訓練、感染症対策物資等の確保が求められる。

#### 5) 町民の役割

- ①新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践する。
- ②新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人でもマスク、消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄する。
- ③新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、国・県及び町が実施している対策に関する情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施する。

## Ⅱ 各論

### 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

新型インフルエンザ等対策の主たる目的である、「町民の生命及び健康の保護」と「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現を目指すため、町行動計画では7項目を主な対策項目とする。

#### 1 実施体制

##### 1) 準備期

###### 1-1 実践的な訓練の実施

①町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2 町行動計画の作成や体制整備・強化

①町は、行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

②町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し適宜内容を変更する。

③町は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当者においては、必要な研修を受講させるなど、有事に対応できるよう養成する。

###### 1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

①町は、国、県（保健所を含む）、近隣市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

②町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

##### 2) 初動期

###### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①町は、国、県が対策本部を設置した場合において、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化、特措法に基づく新型インフルエンザ等の対策を迅速に講じるため、対策本部を設置することを検討するとともに、発生段階の進捗に応じ必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に進める。

###### 2-2 南小国町新型インフルエンザ等対策推進本部、南小国町新型インフルエンザ等対策本部

①町は、平時から町長を本部長とする南小国町新型インフルエンザ等対策推進本部（以下、「町推進本部」という。）のもとで新型インフルエンザ等対策を進める。〈表3〉

②町は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法に基づく新型インフルエンザ等の対策を迅速に講じるため、南小国町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置し、町推進本部の業務を引き継ぐ。あわせて、具体的な対策の決定等に際して、学

識経験者から意見・助言を求める会議等の招集を検討する。〈表 4〉

〈表 3〉町推進本部 編成表

本部長：町長 副本部長：教育長、総務課長 本部長：各部長 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="padding: 0 10px;">           総務対策部、産業対策部            町民対策部、教育対策部         </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> </table>	(	総務対策部、産業対策部 町民対策部、教育対策部	)
(	総務対策部、産業対策部 町民対策部、教育対策部	)	

本部長	副本部長	室・部名	室・部長 副室・副部長		構成員
町長	教育長 総務課長	本部室	室長	総務課長	建設課長 まちづくり課長 農林課長 会計管理者 議会事務局長
			副室長	町民課長	福祉課長 税務課長 保育課長 教育委員会事務局長
		総務対策部	部長	総務課長	総務課員 会計室員 議会事務局長
			副部長	会計管理者 議会事務局長	
		産業対策部	部長	建設課長	建設課員 まちづくり課員 農林課員
			副部長	まちづくり課長 農林課長	
		町民対策部	部長	町民課長	町民課員 福祉課員 税務課員 保育課員
			副部長	福祉課長 税務課長 保育課長	
		教育対策部	部長	教育委員会事務局長	教育委員会事務局員
			副部長	教育委員会事務局審議員	

<表 4>町対策本部 所掌事務

本部室	室・副室長、室員	課・局長		
	本部室長	総務課長		
	本部副室長	町民課長		
	本部室員	建設課長 まちづくり課長 農林課長	会計管理者 議会事務局長 福祉課長	税務課長 保育課長 教育委員会事務局長

対策部名	担当課	事務分掌
総務対策部	総務課	1) 本部の庶務に関する事項
		2) 本部の会議に関する事項
		3) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の報告、講評に関する事項
		4) 町職員の感染情報に関する事項
		5) 各対策部との連絡調整に関する事項
		6) 職員の動員及び配備に関する事項
		7) 消防団員の動員及び配備に関する事項
		8) 警察、消防、自衛隊の派遣に関する事項
		9) 公務災害に関する事項
		10) 報道機関等の対応及び広報活動に関する事項
		11) 区長及び各種団体への協力要請に関する事項
		12) 予算計画及び感染防止対策に係る資金調達に関する事項
		13) 感染に伴う財政措置全般に関する事項
		14) 感染防止対策業務の遂行に必要な公用車等の車両の確保、配車に関する事項
		15) 他の対策部の所掌事務に属さない事項
総務対策部	会計室	1) 感染防止対策に関連する経理出納事務 2) 感染防止対策に関連する物品の調達事務 3) 他課の応援に関する事項
	議会事務局	1) 町議会議員の感染情報に関する事項 2) 他課の応援に関する事項
	町民対策部	町民課
2) 新型インフルエンザ等対策一般の企画・立案に関する事項		
3) 健康相談窓口（予防、治療）の設置		
4) 受診医療機関に関する事項		
5) 予防接種に関する事項（健康被害救済を含む）		
6) 医師会等関係機関との連絡調整に関する事項		
7) 感染防止対策及び収容に関する事項		
8) 感染者、要配慮者対策の関連部署との連絡調整に関する事項		
9) 感染による死亡者の搬送、安置及び埋・火葬に関する事項		
10) ごみの非常処理に関する事項		
11) し尿の非常処理に関する事項		
12) 外国人に対する情報提供に関する事項		
町民対策部	福祉課	1) 高齢者等の要配慮者対策に関する事項
		2) 福祉施設等への感染防止対策に関する事項
		3) 福祉施設等への情報提供・調査及び応急対策に関する事項
		4) 障がい者等要援護者対策に関する事項
		5) 日本赤十字社との連絡調整に関する事項
町民対策部	税務課	1) 感染防止対策に必要な物品の確保及び管理に関する事項
		2) 清掃応援要請の掌握に関する事項
		3) 他課の応援に関する事項
町民対策部	保育課	1) 園児の感染防止対策に関する事項
		2) 園児の感染調査及び応急対策に関する事項
		3) 他課の応援に関する事項

産業 対策部	まちづくり課	1) 商工団体との連絡協議に関する事項
		2) 商工関係の感染防止対策及び調査に関する事項
		3) 経済関係に必要な応急対策に関する事項
		4) 生活物資の需要安定確保に関する事項
		5) 観光施設及び観光関係団体との連絡協議に関する事項
		6) 観光関係の感染防止対策及び調査に関する事項
		7) 町内公共交通機関の対応策及び運営状況の把握
		8) 情報の収集及び伝達に関すること
	建設課	1) 給水対策に関する事項
		2) 応急対策要員の確保に関する事項
		3) 関連業者等への感染防止対策に関する事項
		4) 公営住宅の感染防止対策に関する事項
5) 公営住宅入居者の感染調査・応急処置に関する事項		
6) 物資輸送に関する事項		
7) 道路交通対策に関すること		
農林課	1) JA 阿蘇、熊本県畜産産業協同組合等への情報提供協力要請に関する事項	
	2) 鳥インフルエンザに対する対応事項（発生場所の立入禁止、区域住民説明、現地周辺交通規制、現場防疫作業）	
	3) 阿蘇森林組合等への情報提供及び調査に関する事項	
教育 対策部	教育委員会	1) 教育委員会関係各施設の対応事項とりまとめ、及び調整に関する事項
		2) PTA 等教育関係団体の協力要請に関する事項
		3) 教育関係に必要な応急対策に関する事項
		4) 児童・生徒の感染防止対策に関する事項
		5) 児童・生徒の感染調査及び応急対策に関する事項
		6) 教職員の動員及び調整に関する事項
		7) 社会教育施設（地区公民館等）、社会体育施設（体育館、グラウンド等）の感染防止対策に関する事項
		8) 学校体育施設、学校給食調理場の感染防止対策に関する事項
		9) 学校給食調理場の関連業者の感染調査及び調理、食材調達等の対策に関する事項
		10) 図書館の感染防止対策に関する事項

### 2-3 南小国町新型インフルエンザ等対策協議会

①町は、県、医師会、薬剤師会、消防、警察等の関係行政機関間で情報共有及び連携等を行うため、町内の新型インフルエンザ等発生状況や罹患状況等を総合的判断のうえ、南小国町新型インフルエンザ等対策協議会（以下、「町協議会」という。）の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策を進める。〈表 5〉

〈表 5〉町協議会 編成表

南小国町
南小国町教育委員会
阿蘇郡市医師会
阿蘇郡市薬剤師会
阿蘇広域行政事務組合消防本部 北部分署
小国警察署
その他、町長が必要と認めた者（学識経験を有する者、関係機関等）

## 2-4 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

①町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討する等、新型インフルエンザまん延防止対策に要する経費について所要の準備を行う。

### 3) 対応期

#### 3-1 実施体制の維持

①町は、新型インフルエンザ等のまん延により、大部分以上の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

②町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、県及び近隣市町村に応援や協力を求める。

③町は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な人員確保を行い、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じる。

#### 3-2 必要な財政措置

①町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなど、財源を確保する。

#### 3-3 緊急事態宣言の手続

①町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

①町対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止することとするが、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することを検討する。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 1) 準備期

①町は、平時から基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を啓発するとともに、感染症の発生状況等の情報を提供・共有する。

②町は、平時から国や県からの新型インフルエンザ等対策に関する正しい情報を的確に町民へ伝達するため、町ホームページ、町広報誌、町公式LINE、ケーブルテレビ文字放送等を活用する。

③町は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、偏見や差別等により患者が受診行動を控え、感染の疑いがあっても登園・登校、出勤を続けることで病状の悪化進行や感染症防止の妨げになること等も啓発する。

④町は、国、県、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努める。

⑤町は、電話等での相談体制（コールセンター設置等を含む）の整備を検討する。

### 2) 初動期

①町は、新型インフルエンザ等感染症に関する正しい情報を、子ども、高齢者、外国人等に的確に伝達するため、町ホームページ、町広報誌、町公式LINE、ケーブルテレビ文字放送等を活用する。町

民一人ひとりの感染症対策が社会全体の感染拡大防止に寄与すること等を啓発するとともに、科学的根拠に基づいた行動を促し、過度な不安や混乱を回避するよう周知する。

- ②町は、町ホームページ上に新型インフルエンザ等感染症の特設サイトを立ち上げる場合、国や県、その他関係機関等のサイトも一体的に閲覧できるよう配慮する。
- ③町は、準備期に引き続き、国、県、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制を維持する。
- ④町は、国が作成した Q&A 等による情報提供・共有を行うとともに、電話等での相談体制（コールセンターを含む）を整備し、問い合わせの多い内容等については、町ホームページの特設サイトや SNS 等を活用し情報提供・共有する。
- ⑤町は、準備期から引き続き、新型インフルエンザ等感染症に係る偏見・差別の防止、偽・誤情報、詐欺商法等の拡散防止のため、適切な情報を伝達する。

### 3) 対応期

- ①町は、引き続き、初動期 2) ①の情報提供・共有を行う。
- ②町は、国、県と情報連携を強めるとともに、初動期に整えた情報体制や相談体制（コールセンターを含む）を強化する。
- ③町は、身近で感染者が発生した場合等を想定し、個人が特定されないよう配慮するとともに、初動期から引き続き、新型インフルエンザ等感染症に係る偏見・差別の防止、偽・誤情報、詐欺商法等の拡散防止のため、適切な情報を複数回伝達する。

## 3 まん延防止

### 1) 準備期

- ①町は、町民、各事業所、福祉施設等に健康管理の徹底、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の強化と、自らの感染が疑われる場合の受診勧奨、相談方法等の対応を周知する。

### 2) 初動期

- ①町は、まん延防止対策における業務継続計画遂行の準備を行う。
- ②町は、高齢者等福祉施設の感染症対策、入所者や職員の感染状況、業務運営状況等の情報連携を行う。

## 4 ワクチン

### 1) 準備期

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

- ①町は、次の表を参考に、準備期からワクチンの接種に必要な資材の確保・確認等を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。〈表 6〉

<表 6> ワクチンの接種に必要と想定される資材

<p><b>【準備品】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿、ヘキシジン含有消毒綿</p> <p><input type="checkbox"/> 注射針、シリンジ</p> <p><input type="checkbox"/> トレイ</p> <p><input type="checkbox"/> 体温計</p> <p><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器（針等）</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒剤</p> <p><input type="checkbox"/> マスク、使い捨て手袋</p> <p><input type="checkbox"/> 救急用品 （血圧計等、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等）</p>	<p><b>【医師・看護師用物品】</b></p> <p><input type="checkbox"/> マスク</p> <p><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）</p> <p><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子</p> <p><input type="checkbox"/> 膿盆</p> <p><input type="checkbox"/> 聴診器</p> <p><input type="checkbox"/> ペンライト</p> <p><input type="checkbox"/> 防護服</p> <p><input type="checkbox"/> ヘッドキャップ</p> <p><input type="checkbox"/> ゴーグル、フェイスシールド</p> <p><input type="checkbox"/> シューズカバー</p>
<p><b>【会場設営物品】</b></p> <p>机、椅子、スクリーン、延長コード、冷蔵庫（保冷バッグ・保冷剤）、ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫、耐冷手袋、時計 等</p>	<p><b>【文房具用品】</b></p> <p>ボールペン、日付印、スタンプ台、バインダー、はさみ 等</p>

参考：政府ガイドライン

## 1-2 ワクチンの供給体制

①町は、町民に必要なワクチン量を試算するとともに、ワクチンの保管拠点、ワクチンの安全な配送等に関係医療機関と連携・協力し、配送計画を立案する。

## 1-3 接種体制の構築

①町は、町内医療機関等と連携し、ワクチン接種に係る実施体制の構築に取り組む。

②町は、電話等での予約体制（コールセンター設置等を含む）の整備を検討する。

## 1-4 特定接種

①町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対し集団的接種を基本に、速やかに予防接種を実施するための特定接種体制の構築に取り組むとともに、対象となる職員数を厚生労働省に報告する。

## 1-5 住民接種

①町は、国、県、関係医療機関等の協力を得ながら、希望する全町民が速やかに接種することができるよう、実施体制の構築を図る。

②町は、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種が円滑に実施できるよう、対象者数の把握、人員・接種会場・資材等の確保、接種に関する町民への周知方法、高齢者施設等の入居者等接種会場へ赴くことができない接種希望者への対応等を検討する。<表 7>

③町は、関係医療機関等と情報を密に共有し、個別接種、集団的接種の体制を構築するとともに、接種に携わる医療従事者等、予約受付、接種会場内の導線、ワクチンの保管等を考慮し、安全かつ円滑にワクチン接種が行えるよう検討する。

④町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用し全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外での接種が可能となるよう検討する。

<表 7> 接種対象者の試算方法の考え方

項目	住民接種対象者試算方法	区分	備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学、中学、高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

参考：政府ガイドライン

## 1-6 情報提供・共有

①町は、予防接種の実施主体として、国、県、医師会等の関係団体との連携のもと、適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民へ分かりやすい情報提供・共有を行う。

## 1-7 関係各課と連携

①町は、庁舎内の保健、医療、介護、障がい、保育園、学校等に関する担当課の情報共有、連携協力を図る。

## 1-8 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

①町は、円滑なワクチンの接種実施のため、国が示す標準化仕様書に沿って、予防接種関係システム（健康管理システム）を改修する。

②町は、スマートフォンやマイナンバーカードを活用した予防接種に係るシステムの基盤整備を行うとともに、紙の接種券発行等の準備も行う。

## 2) 初動期

### 2-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

①町は、本格的なワクチンの接種実施に向け、必要な資材を確保する。

### 2-2 接種体制の構築

①町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-3 特定接種

①町は、接種体制を構築維持するため、町内医療機関等と協力し医療従事者等の確保に尽力する。

### 2-4 住民接種

①町は、関係医療機関等にワクチンの接種体制に必要な人員や資材等の確保状況を確認し、医師会等からの協力を得て実施体制の構築維持を図る。

②町は、接種対象者数を試算し、計画的にワクチンの接種が実施できるよう、必要と想定される資材の確保を行う。

- ③町は、コールセンター等の予約システムの構築を図るとともに、町ホームページ、町広報誌、町公式LINE、ケーブルテレビ文字放送等を活用しワクチンの接種に関する情報を周知する。
- ④町は、接種会場が不足する場合には臨時の接種会場として町役場庁舎等を設定し、医療法に基づく診療所開所の許可・届出の準備を行うとともに、全庁的な実施体制を確保するため、医療従事者等必要な人員確保、ワクチンの配送、マイナンバーカードの活用、DX推進等の整備を行う。
- ⑤町は、関係医療機関等と接種会場における救急対応体制、感染性産業廃棄物の取り扱いについて協議し、救急対応に必要な物品や薬剤等の確保、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守する。
- ⑥町は、接種会場まで来場が困難な高齢者、高齢者施設等の入居者等に対する交通支援を検討するとともに、施設内にてワクチン接種が受けられるよう体制を構築する。
- ⑦町は、接種会場において、感染予防の観点で順路や案内等の流れを工夫し、要配慮者を含む被接種者が安全かつ円滑にワクチンの接種が受けられるよう準備する。
- ⑧ワクチンの接種会場における副反応対応医療機関を明確化し、緊急搬送体制について阿蘇広域行政事務組合消防本部 北部分署と協議し、体制を構築する。

### 3) 対応期

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ①町は、接種対象者数の試算及び予約状況をもとに、ワクチンの必要量や割当量の調整を行う。
- ②町は、ワクチンの供給に過不足が生じる場合は、県等に報告・連絡し支援を求める。

#### 3-2 接種体制

- ①町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

#### 3-3 特定接種

- ①町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対し、国が定めた具体的運用に基づき、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-4 住民接種

- ①町は、準備期及び初動期において整備・構築した接種体制に基づき、接種を進める。
- ②町は、関係医療機関等と接種希望者数や接種実施状況等を情報連携し、状況に応じて接種会場の増設、人員確保、必要な資材の追加供給等を行う。
- ③町は、既に発熱等の症状を有し新型インフルエンザ等感染の疑いがある場合、接種会場に赴かないよう注意喚起するとともに、接種会場における感染対策、県等が設置するコールセンターの情報提供等を行う。
- ④町は、医学的ハイリスク者に対し、ワクチン接種に係るリスク等を考慮し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤町は、接種会場まで来場が困難な高齢者、高齢者施設等の入居者等に対する交通支援等を実施し、施設内にてワクチン接種ができるよう施設代表者等と協議をすすめる。

#### 3-5 接種に関する情報提供・共有、記録管理

- ①町は、予約受付体制を構築し接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ②町は、予防接種の専門アプリやシステム等を活用した接種勧奨、接種券の発行を行うとともに、

紙の接種券発行も行う。

③町は、町ホームページ、町広報誌、ケーブルテレビ文字放送等を活用し、接種会場や接種実施日等の接種に係る情報を周知する。

④町は、町民のワクチン接種データを予防接種関係システム（健康管理システム）に取り込み、被接種者自らが接種履歴等が閲覧できる体制を構築するとともに、被接種者が転出入の際、接種データ等を関係市町村と確実に事務連係を行い、誤接種防止と接種管理を行う。

### 3-6 健康被害救済

①町は、予防接種法に基づく予防接種により、町民に健康被害が生じた場合（住所地以外での接種及び接種時に本町の住民票を有していた者を含む）、予防接種事務担当課を相談対応窓口とし、予防接種健康被害救済制度に則り、制度の周知、申請受付、審査結果に応じた給付、相談対応等を行う。

### 3-7 情報提供・共有

①町は、準備期、初動期に引き続き、町民へ接種会場、接種実施日、予約方法、健康被害の相談先等を周知するとともに、予防接種勧奨を行う。

②町は、国、県等から示される情報を基に、町民へ町ホームページ、町公式LINE、ケーブルテレビ文字放送等を活用し適切に提供する。

### 3-8 特定接種に係る対応

①町は、具体的な接種の進捗状況、ワクチンに係る情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

### 3-9 住民接種に係る対応

①町は、予防接種の実施主体として、町民からの相談に応じる。

②町は、特措法第27条の2第1項に基づく住民接種の開始にあたり、接種時には次のような状況が予想されるため、それらを推察し実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ・ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ・ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ・ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、混乱が起こり得る。

③町は、町ホームページ、町広報誌、ケーブルテレビ文字放送等を活用し、町民へ予防接種の目的、ワクチンに係る情報、国や県等から示される情報等を適切に提供する。

## 5 保健

### 1) 対応期

①町は、県が実施する健康観察に協力するとともに、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な支援に協力する。

②町は、町民へ栄養、運動、睡眠等の健康維持・増進を積極的に勧めるとともに、必要に応じて基本的な感染症対策行動をとることを推奨する。

## **6 物資**

### **1) 準備期**

- ①町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ね、関係各課と協力し備蓄する。
- ②町は、阿蘇広域行政事務組合消防本部 北部分署に対し、感染者（疑いを含む）の搬送に際し、感染者（疑いを含む）に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を呼びかける。

## **7 町民の生活及び地域経済の安定の確保**

### **1) 準備期**

#### **1-1 情報共有体制の整備**

- ①町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関や庁舎内関係各課局での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### **1-2 支援の実施に係る仕組みの整備**

- ①町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、デジタル機器に不慣れな方や外国人等も含め、支援対象者に迅速に情報が届くよう適切な整備を行う。

#### **1-3 物資及び資材の備蓄**

- ①町は、町行動計画に基づき、感染症対策物資、所掌事務品のほか、食料品や生活関連物資等の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ね、関係各課と協力し備蓄する。
- ②町は、町民や町内事業所に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

#### **1-4 生活支援を要する者への支援等の準備**

- ①町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者（高齢者や障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県、関係各課、町内各事業所と連携し、要配慮者の把握と具体的な支援等を協議する。

#### **1-5 火葬体制の構築**

- ①町は、戸籍事務担当課を相談対応窓口とし、県、近隣市町村と連携して火葬体制の調整を行う。

### **2) 初動期**

#### **2-1 遺体の火葬・安置**

- ①町は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### **3) 対応期**

#### **3-1 心身への影響に関する施策**

- ①町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

### 3-2 生活支援を要する者への支援

①町は、国からの要請を受けて、要配慮者（高齢者、障害者等）に生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### 3-3 教育及び学びの継続に関する支援

①町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。

### 3-4 生活関連物資等の価格の安定等

①町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の需給・価格動向が生じるときは、各法令の規定に基づく適切な対応を講じる。

### 3-5 埋葬・火葬の特例等

①町は、県を通じて国からの要請を受け可能な限り火葬炉を稼働させるため、人員増員の支援等を行い遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携する。しかし、区域内で火葬を行うことが困難となった場合は、近隣市町村に対して広域火葬の協力を求める。

②町は、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うため、人員増員や臨時遺体安置所の拡充等を行う。

③町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合は、厚生労働大臣の当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-6 事業者等に対する支援

①町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、影響を受けた事業者に必要な支援を講じる。

②町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため、業務委託事業者と協力して必要な支援を講じる。